

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに鹿児島県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、「(1)氏名及び住所（団体にあっては名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (2)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載すること。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 届出年月日
令和8年3月30日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）薩摩川内市御陵下町店舗
薩摩川内市御陵下町字田神島7637番8 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウス工業株式会社 代表取締役 大友 浩嗣
大阪市北区梅田三丁目3番5号
- 縦覧場所
鹿児島県商工労働水産部商工政策課、北薩地域振興局総務企画課
- 縦覧期間
令和8年4月10日から令和8年8月10日まで
- 届出の概要
別紙届出書のとおり